

# 倫理規程

2012年5月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）およびその役職員が、業務を運営するに当たり、持つべき心構えや遵守すべき事項および行ってはならない事項等、自主的なルールを定めることにより、本財団の公正かつ適切な事業活動を維持することを目的とする。

## (社会的責任)

第2条 本財団は、定款第3条に定める公益的使命を果たすため、社会からの負託に相応しい事業運営に当らなければならない。

## (社会的信用の維持)

第3条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たるとともに、事業活動の透明性を高めるため、活動状況、財務状況等を積極的に開示し、社会の理解と社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## (社会正義の追求)

第4条 本財団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を持たず、社会正義の追求に努めなければならない。

## (人権の尊重)

第5条 本財団は、人権を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分および障害の有無等を理由とする差別やハラスメントを一切行わない。

## (個人情報の保護)

第6条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

## (守秘義務)

第7条 本財団の役職員は、法令等により開示が認められる場合または開示が義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む業務上知り得た情報および本財団に関する情報を、開示もしくは漏洩してはならない。

## (私的利益追求の禁止)

第8条 本財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## (利益相反行為の禁止)

第9条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団と利益相反が生じる行為を行ってはならない。

(研鑽)

第10条 本財団の役職員は、事業の遂行能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (2012年5月1日)

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。